○上尾伊奈資源循環組合議会交際費支出基準

令和５年８月９日議長決裁

上尾伊奈資源循環組合議会交際費支出基準

第１　目的

この基準は、議会交際費の支出対象等を明示することにより、議会交際費の適正な支出を確保することを目的とする。

第２　組合交際費

議会交際費とは、組合議会を代表して交際を行う上で特に必要であると議長が認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。その執行にあたっては、支出の内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、必要最低限の金額にとどめなければならない。

第３　表意者の範囲

原則として議長とする。ただし、議長以外の議員については、その職務上特に必要と認められる場合に限り、支出できるものとする。

第４　議会交際費の支出区分等

議会交際費の支出区分、支出対象及び支出額は、別表のとおりとする。ただし、宗教的行事、政治的行事、営利等を目的とする行事への支出はできない。

第５　その他

１　支出額については、地域の慣習等特別な事情により別表に定める金額により難い場合には、書記長と協議の上、当該金額を調整できるものとする。

２　議会交際費は、その支出内容や金額が常に住民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に十分配慮して執行するとともに、その適正な執行のため、支出区分、支出対象及び支出額について適宜見直しを行うものとする。

附　則

この基準は、決裁の日から施行する。

附　則（令和６年６月６日議長決裁）

この基準は、令和６年７月１日から施行する。

別表（第４、第５関係）

支出区分	支出対象	支出額
会費	総会、研修会及び懇談会等で飲食を伴うもの	(1)　金額が明記されている場合　当該金額 (2)　金額が明記されていない場合 ア　ホテル等の一般的な宴会場で開催する場合　５，０００円 イ　ア以外の場合　３，０００円
弔慰	香典等	原則として１万円以内の額
見舞い	病気、災害、事故等	原則として１万円以内の額
その他	上記に掲げるもののほか、議会運営上議長が特に必要と認めたもの	社会通念上妥当と認められる額